

令和元年度 第10回葛飾区農業委員会総会議事録

(令和2年1月21日)

1 日 時 令和2年1月21日(火) 午後4時

2 場 所 テクノプラザかつしか 第二会議室

3 出欠席

出席者【委員】 会長 木下 憲明
委員 若林 武人
委員 柴田 清
委員 清水 慶治郎
委員 志田 實
委員 清水 克幸
委員 佐野 慶一
委員 梅沢 とよかず
委員 山本 ひろみ
委員 前田 芳幸

【事務局】 産業観光部長 酒井 威
産業経済課長 倉地 儀雄
経済企画係長 鈴木 正明
経済企画係員3名 濱崎 鈴木(愛) 久保

欠席者【委員】 委員 石田 實
委員 持田 昌弘

4 議 事 (1) 開会
(2) 議案
(3) 報告事項等
(4) その他
(5) 閉会

5 会議の結果

【議長】

ただ今から令和元年度第 10 回葛飾区農業委員会総会を開会致します。
庶務報告を【事務局】からお願いします。

【事務局】

本日の出席委員は 10 名です。農業委員会法第 27 条 3 項の規定により、出席者が総委員数の過半数を超えていますので本会は成立致します。

【議長】

先ず、議案第 8 号（生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

（事務局説明）

【議長】

地区担当の持田委員が欠席のため、現地を確認し、対象者が生前営農していた結果を伝える。

（他の委員から異議なし）

【議長】

それではこの議案を承認します。

続きまして、議案第 9 号（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

（事務局説明）

【清水克幸委員】

別紙資料のとおり、現地を確認し、画像を撮影した結果を伝える。

【議長】

それではこの議案を承認します。

続きまして、議案第 10 号（相続税の納税猶予に関する適格者証明書）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

（事務局説明）

【清水克幸委員】

別紙資料のとおり、現地を確認し、画像を撮影した結果を伝える。

【議長】

それではこの議案を承認します。

続きまして、議案第 11 号(相続税の納税猶予に関する適格者証明書)について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(事務局説明)

【柴田委員】

別紙資料のとおり、現地を確認し、画像を撮影した結果を伝える。

【議長】

申請者は、定期的に農地を管理しているとは判断できない生産緑地である。よって、未提出である農家基本台帳の提出を求めるとともに、農地パトロールを継続して行うことを条件に、この議案を承認します。

続きまして、(3) 報告事項等を【事務局】よりお願いします。

【事務局】

それでは、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(配布資料 報告事項にて説明)

次に、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(配布資料 報告事項にて説明)

続きまして、農地の転用事実に関する照会について、番号、土地の所在、地番、地目、地積、土地所有者住所・氏名、現況、調査年月日、照会元の順にご報告させていただきます。

(配布資料 報告事項にて説明)

【議長】

ただ今の件について、何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

【議長】

それでは引き続き、(4) その他について、【事務局】よりお願い致します。

【事務局】

それでは、資料 1 をご覧ください。「特定生産緑地指定申請兼農地等利害関係人同意確認書」について、ご説明をさせていただきます。

先ず、「農地等利害関係人」についてですが、当該生産緑地の土地登記簿謄本全部事項証明書に記載されている権利者等のことです。特定生産緑地の指定につきましては、生産

緑地法第10条の2に規定されておりますが、その第3項の規定により、「特定生産緑地に指定するときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人の同意を得ること」が規定されております。

よって、所有者以外に、抵当権、借地権などの権利を設定されている方がいる場合、農地等利害関係人となり、全員の同意を取得しないと申請できません。

次に、これまでの経緯についてですが、平成4年に指定申請した生産緑地対象者全員に、昨年10月初旬に、対象となる生産緑地と地番を記載した、申出基準日到来通知を送付させていただきました。

今回の資料1は、その申出基準日到来通知を送付した方全員に対し、特定生産緑地に指定申請する場合の申請書類一式を送付するものとなります。

まず、1枚目の右上に資料1と記載されたかがみ文をご確認ください。関係書類一式を、対象者に送付する時期は、1月末頃を予定しております。

受付開始日は、令和2年4月から

書類の提出締切は、第1回目を令和2年12月28日とし、第2回目の最終提出締切を令和4年3月31日と致します。但し、相続税納税猶予適用農地の場合は、抵当権者が所轄の税務署長となっているため、区が一括して同意を取ります。よって、納税猶予適用農地については、令和3年10月29日が最終締切となりますので、宜しくお願いします。

続いて、次のページをご覧ください。

こちらに記載するのは、対象となっている生産緑地のうち、特定生産緑地に指定申請する土地を記載する申請書となります。なお、指定年月日と申出基準日については、対象者全員一律となりますので、予め記載したものをお送り致します。続いて、次のページの右側をご覧ください。こちらが、農地等利害関係人の同意に係る記入用紙となります。

続いて次のページの右側をご覧ください。

申請書兼同意確認書以外に、案内図や登記簿謄本、印鑑登録証明書など、ご提出いただく添付書類一式となります。

最後に裏面をご覧ください。

申請書の記入例を作成致しました。申請書類一式を送付する際に、対象者の方に、記入例も同封させていただきます。

申請方法については、2月の改正生産緑地法等説明会でも、改めてご説明をさせていただきます。

本件の説明は以上となります。

【議長】

(事務局の説明に、補足して各委員に説明)ただ今の件について何かご質問等ございますか。

【前田委員】

平成4年度指定の方が、生産緑地所有者のうち全員となりますか。

【事務局】

いいえ。違います。平成5年度以降に生産緑地を所有された方もいます。

【議長】

平成4年度に生産緑地を指定した方は、昨年10月に区から、申出基準日到来通知が届いており、既に通知されております。その方々が、今回の特定生産緑地への指定申請書類の送付対象者となっております。登記簿謄本などは、綾瀬の登記所へ行けば取得できます。代理人が提出する場合は、委任状が必要となります。

【清水慶治郎委員】

印鑑登録証明書については、申請日の3か月以内のものを提出することにした方が良いと思います。

【事務局】

そのようにさせていただきます。

【志田委員】

農地等利害関係人の実印は、全員からもらう必要があるのか。

【事務局】

全員からもらってください。本日いただきましたご意見も踏まえて、1月末に通知を出させていただきます。

【佐野委員】

私の母が生産緑地の所有者で、申請書や登記簿等の書類を揃える場合は、委任状は要らないという解釈で良いですか。

【事務局】

親族であっても委任状は提出してください。

【議長】

引き続き【事務局】より、その他についてよろしくお願い致します。

【事務局】

続きまして、資料2をご覧ください。「都市農地保全自治体フォーラムの開催」についてご説明させていただきます。(配布資料にて内容を説明。若林委員、梅沢委員より出席不可と回答あり。)

【議長】

引き続き【事務局】より、その他についてよろしくお願い致します。

【事務局】

続きまして、資料3をご覧ください。「第61回東京都農業委員会・農業者大会の開催」についてご説明させていただきます。(配布資料にて説明。農業委員に出欠確認を行った

結果、欠席する委員はいなかった。)

続きまして、資料4をご覧ください。「令和2年度 主要行事日程」についてご説明させていただきます。(配布資料にて説明)

【議長】

それでは、意見もないようですので、これにて、令和元年度第10回葛飾区農業委員会総会を閉会致します。